

Global Tax Update

インド

デロイトトーマツ税理士法人

2016年9月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 無形資産の所在地¹:所有者の所在地で判定

インド高等裁判所は、商標、ブランド、ロゴ等の知的財産²の所在地は、インド国内法³に具体的な定めがない場合、その所有者の所在地に基づき判断されるという判決を下した。また、特に定めがある場合を除き、インド国外における知的財産の譲渡に課税はされないという判断も示した。

Foster's Australia Limited (オーストラリア法人)は商標を所有し、その使用をインド子会社に認めていたが、当該商標をインド国外の会社に譲渡した。AAR⁴は、これらの商標はインドで使用されていたのだから、その譲渡から生じた所得はインドで生じたとみなされるという見解を示していた。

今回、デリー高裁は AAR の判決を覆し、知的財産の所在地に最も近似しているのは当該知的財産の所有者の所在地であるという判断を下した。これは、国内法に特段の定めがある場合を除き、国際的に認められている規則である。そして、知的財産の所在地についてインド国内法には特に規定がないので、Foster's Australia Limited が所有かつ使用権を供与し、譲渡した商標その他の知的財産の所在地は、譲渡時にその所有者がインド国内には所在していなかったため、インドではないという判断が下された。

2. ロイヤルティ所得:裏付けがない限り、PE と実質的に関連しているとはいえない⁵

デリー租税裁判所は、税務当局による納税者から提供された情報を考慮しない誤った事実認識を退けた上で、提

供されたサービスの本質に関する照会もせず、裏付け資料もないのだから、当該サービスから生じた所得が本件納税者の恒久的施設(Permanent Establishment: 以下「PE」)と実質的に関連しているとみなすことはできず、したがって、技術提携ライセンス契約⁶に基づき本件納税者が稼得した所得は、事業所得としてそのネット額に40%⁷で課税されるのではなく、ロイヤルティとしてその総額に租税条約に定める10%で課税されるという判断を下した。

本件納税者はインド法人から技術提携ライセンス契約に基づき、ロイヤルティを受領し、かつ、支店(エンジン材料の調達、エンジン製品のインド国外への輸出、インド国内での製品販売およびライセンス供与に関するアフターサービスの提供ならびにインド顧客への技術支援サービスの提供に従事)が行う事業活動から生じる所得を計上していた。税務調査において、当局は、当該契約に基づき受領したロイヤルティも当該支店が行った事業に起因するとみなし、適切な質問・照会をすることなく事業所得として40%⁸で課税した。

技術サービス料・ロイヤルティは、サービスがインド国内の PE と実質的に関連していると証明された場合のみ、事業所得として課税される。ロイヤルティが PE と「実質的に関連している」とみなされるためには、以下が証明されなければならない。

- PE が技術サービスの実施に従事している、または技術サービスを実際に提供している
- 当該所得が PE の活動に結果により生じた

1 デリー高等裁判所、CUB Pty Ltd 対 UOI (71 taxmann.com 315)

2 知的財産 (Intellectual property)

3 インド国内法: 1961 年インド所得税法

4 事前裁定当局 (Authority of Advanced Rulings)

5 デリー租税裁判所 (Delhi Income Tax Appellate Tribunal)、Iveco S.p.A. (72 taxmann.com 195)

6 技術提携ライセンス契約 (Technical Collaboration and License Agreement)

7 該当するサーチャージと教育目的税が加算される

8 該当するサーチャージと教育目的税が加算される

- PE がサービス実施の促進または支援以上の活動を行っている(他の事業内容を問わない)

租税裁判所は当該サービスがインド国内支店を通じて納税者に提供されたことを裏付ける資料はないのだから、本件納税者が本件契約に基づき稼得したロイヤルティー所得がインド国内の PE と実質的に関連しているということとはできず、当該所得は事業所得してではなく、租税条約第 13 条に基づき、ロイヤルティー所得として課税されるという判断を下した。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohmatu.co.jp

マネジャー Pawankumar Kulkarni

pawankumar.kulkarni@tohmatu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ 税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.